

## 「みやざきの神楽」企業等サポーター制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県内各地において地域活力の維持に重要な役割を果たしている神楽の継承が少子高齢化及び人口減少の進行によって困難となりつつある中、地域の人々はもとより、行政、企業等多様な主体が協力して神楽の継承に取り組み、もって、持続可能な地域づくりを図るため、神楽の継承活動を支援する企業等を県が認定する「みやざきの神楽」企業等サポーター制度（以下「制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「企業等」とは、民間企業、団体（国及び地方公共団体を除く。）、教育機関及びそれらに属する支店、支部、学部、研究グループ等とする。
- (2) 「神楽の継承活動」とは、神楽の催行はもとより、神楽の催行に係る打合せ、練習、準備、賄い、振る舞い、後片付け等神楽の継承に資する一切の活動をいう。
- (3) 「みやざきの神楽サポーター」とは、この要領に基づき、神楽の継承活動を支援する企業等として県が認定したものをいう。

### (認定要件)

第3条 県は、企業等の申請に基づき、当該企業等が次の各号のいずれかに該当する支援を実施し、かつ、当該支援を継続して実施すると認められるときは、当該企業等をみやざきの神楽サポーターに認定するものとする。

- (1) 従業員等が神楽の継承活動に参加し、又は神楽の継承活動を支援し、若しくは神楽を鑑賞するための休暇取得の奨励、勤務時間の変更等の労働環境の整備
  - (2) 中山間盛り上げ隊（「中山間盛り上げ隊」隊員募集要領（令和5年10月付け宮崎県中山間・地域政策課定め。）に規定する「中山間盛り上げ隊」をいう。）として登録され、従業員等がその隊員として行う神楽の継承活動の支援
  - (3) 授業、研究又は課外活動の一環として行う神楽の継承活動の支援
  - (4) 地域の礼儀慣習に従った神楽の鑑賞
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、神楽の継承に資すると認められる活動
- 2 みやざきの神楽サポーターの認定を受けようとする企業等は、認定申請書（別記様式第1号）により県に申請するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、企業等が神楽の継承を目的として県が実施する事業の経費の一部に充てるため、県に10万円以上の寄附を行った場合は、県は、当該企業等をみやざきの神楽サポーターに認定することができるものとする。

### (申請要件)

第4条 前条第1項の申請をすることができる企業等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 企業等に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (2) その他制度の趣旨に照らして認定を受けることが適当でないことと認められる事実がないこと。

### (みやざきの神楽サポーターの役割)

第5条 第3条第1項の規定により認定を受けたみやざきの神楽サポーターは、神楽が地域活力の維持に重要な役割を果たしていることについて理解を深め、認定の対象となった支援を継続して実施するものとする。

(県の役割)

第6条 県は、みやぎきの神楽サポーターに認定証を交付するとともに、みやぎき神楽サポーターとなった企業等の名称及びみやぎきの神楽サポーターとしての活動を積極的に広報するものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、みやぎきの神楽サポーターによる支援が円滑になされるよう地域の人々とみやぎきの神楽サポーターとの調整を行うとともに、みやぎきの神楽サポーターとしての当該企業等の活動を積極的に広報するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 第3条第1項及び第3項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとし、特段の事情のない限り、年度ごとに自動的に更新されるものとする。

(活動状況の確認)

第9条 県は、必要に応じて、みやぎきの神楽サポーターの活動状況を確認することができる。

(認定の辞退)

第10条 みやぎきの神楽サポーターは、第3条第1項の認定要件を満たさなくなったときは、速やかに認定辞退届(別記様式第2号)により県に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第11条 県は、みやぎきの神楽サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請要件又は認定要件を満たしていないと認められるとき
- (2) その他認定を取り消すことが適当と認められるとき

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月19日から施行する。